

# 道南の桜の名所・函館の歴史を巡る！

五稜郭公園・函館公園・青葉ヶ丘公園・オニウシ公園

バスガイドがご案内します！

2日間



北海道遺産  
Hokkaido Heritage



五稜郭タワー  
チケット付き

五稜郭公園開花イメージ

2026年4月23日(木)

■出発日／

4月28日(火)

4月30日(木)

■旅行代金／（大人お1人様・子ども同額）

2名1室

1名1室

46,000円～47,500円

■最少催行人員／17名 ■募集人員／40名

■宿泊／ホテル法華クラブ函館（禁煙洋室）

■食事／朝食1回・昼食2回（お弁当1回）・夕食0回

■添乗員／あり

■バスガイド／あり

■利用バス会社／北海道中央バスグループ

ここがおすすめ！



函館公園



函館山展望台



森町/オニウシ公園



旧函館区公会堂



金森赤レンガ倉庫



大沼遊覧船



このツアーはイオン北海道（株）発行の「ほっかいどう遺産WAON」による助成金で実施しております。

<https://www.cb-tours.com>

LINE公式アカウントを開設！

友達登録していち早く旅の情報をゲットしよう！

写真はすべてイメージです。



日程	集合／中央バス札幌ターミナル（出発の15分前集合）	食事
4/23	札幌ターミナル<8:00発> == <高速道路経由> == 長万部物産センター（昼食）<約50分> ==	
4/28	===== 森町青葉ヶ丘公園（観桜）<約40分> ====== オニウシ公園・道の駅YOU・遊・もり（観桜・買物）<約50分> ====== 大沼合同遊船（乗船）<約30分> ======	朝食× 昼食○ 夕食×
4/30	=====  函館山展望台（見学）<約50分> ====== ホテル法華クラブ函館<18:50頃着>	
4/24	ホテル<8:45発> == 函館公園（観桜・見学）<約40分> == 旧函館区公会堂・旧イギリス領事館（見学）<約70分> ====== 函館市北方民族資料館（見学）<約40分> ======	朝食○ 昼食○ (お弁当)
4/29	== 金森赤レンガ倉庫（買物）<約50分> ==  五稜郭タワー・五稜郭公園（昼食・観桜）<約80分>	
5/1	== <高速道路経由> == 八雲PA（買物・休憩）<約25分> == 札幌ターミナル<19:40頃着>	夕食×

※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。※天候や道路状況、見学箇所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。

※ゴールデンウイーク期間中は、渋滞のため、到着時刻が大変に遅れる場合がございます。予めご了承ください。

※例年の開花時期を参考にツアーを企画しておりますが、天候により桜の開花時期に合わない場合がございます。予めご了承ください。

## ホテル法華クラブ函館のご案内（全室禁煙・洋室）

※写真はすべてイメージです。



## 旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ほど用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス㈱(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡する旅行条件書(全文)、出発日にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### ●旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金のお支払いの際は差し引かれて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の確認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)申込金(お1人様)

旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円  
6万円未満 12,000円  
10万円未満 20,000円  
15万円未満 30,000円  
15万円以上 旅行代金の20%

●团体グループ料金について

(1)当社は団体グループを構成する旅行者の代表者として契約責任者から、旅行の申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を代理責任者か有しているとみなします。

(2)契約責任者は当社が定めるまでに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については何ら責任を負うものではありません。

(4)当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行発券の前日からさかのばって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する日程まで)にお支払い下さい。また、お客様が当社提携のカード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金・取消料・追加諸費用などをお支払いいただいくことがあります。この場合のカード利用料はお客様の申出がない限り、お客様の承諾日と致します。

●旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はあなた代金、満6歳以上(航空機利用料コースは3歳以上)12歳未満はごとも料金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認下さい。

### ●旅行内容の変更

当社は、旅行締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の上位、官公庁の命令、当初の運行計画によるない運送サービスの提供その他の理由で得られない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ適切に当該事由が当社の開示に依る場合に、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ適切に当該事由が当社の開示に依る場合に、旅行のサービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合はいかいでやむ不得ないときは変更後に説明致します。

### ●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施にようする費用(当該契約内容の変更にための提供を受けないった旅行サービスに対して取消料、契約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならぬ費用を含みます)が増加したときはサービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことにによる変更の場合を除き、当社は変更差額旅行代金を変更します。

### ●取消料

(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

### (2)お客様は下記に該当する場合は取消料なしで、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の変更が行われたとき  
②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき

③不可能になつたとき、または、その恐れが極めて大きいとき

④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかつたとき

⑤当社の席すき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

⑥当社により旅行契約の解除及び催行中止

⑦お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約金をお支払い頂きます。

(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することになります。

⑧当社の席すき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となつたとき

⑨お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たさないことがあつたとき

⑩お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないとい認められたとき

⑪お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき

⑫お客様が契約内容に関して合理的な範囲を超える負担を求めたとき

⑬この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知を致します。

⑭スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行条件が造成しないとき

⑮天災事変、暴動、運送・宿泊機関等の運賃・料金等のサービス提供の上位、官公庁の命令、その他当社が開示し得ない事由が発生した場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となつたとき、またはその恐れが極めて大きいとき

⑯旅行代金に含まれるもの

旅行日程に示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等の諸税。これらの費用はお客様の都合による一部利用されなくとも原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)

⑰添乗員等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するため必要な業務をさせて頂きます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

### ●当社の責任及び免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償致します。

(2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知がなされたとき限り、お1人様15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は倍額を除きます)として賠償致します。

### ●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別補償規定に基づき、お客様が旅行代金を支払った場合に、その手荷物に被った一定の被害について、以下の額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。

①死亡保証金 1,000万円

②入院見舞金 2~20万円

③通院見舞金 1~5万円

④携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)

⑤国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。これを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

⑥事故等の申出について

旅行中事故等が生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅券サービス提供会社、お申込み店にご連絡下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その手荷物の販売員にお問合せ下さい)

⑦個人情報の取扱について

当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きが必要な範囲内で利用させて頂きます。この他当社及び販売店では

⑧当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内

⑨旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い

⑩アンケートのお願い

⑪特典サービスの提供

⑫統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させて頂くことがあります。

⑬旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件は 2026年 1月 1日を基準としています  
また旅行代金については、2026年 1月 1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

**BT 北海道中央バス(株)**  
シービーツアーズカンパニー

**予約センター 011-221-0912**

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)

札幌市中央区大通東1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階

営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休

総合旅行業務取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済  
が出来ます。  
下記のQRコード  
からお進み下さい。







<https://kankou.chuo-bus.co.jp/>

一般社団法人  
**日本旅行業協会**



旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。  
この旅行契約に関し不明な点があれば、ご遠慮なく左記の取扱管理者にお尋ね下さい。